

## 7-14. 景 観

### (1) 現況調査

#### ① 調査内容

対象事業実施区域およびその周辺の景観の概要を把握し、周辺地域からの対象事業実施区域の眺望の状況および主要眺望地点の有無について調査した。

#### ② 調査方法

景観の概要については、地形図、日野町に関する観光案内等の関係資料を収集・整理し、対象事業実施区域および周辺地域を現地踏査することで景観要素を把握した。

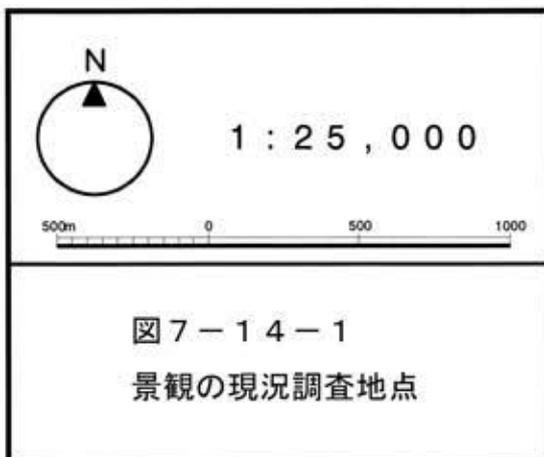
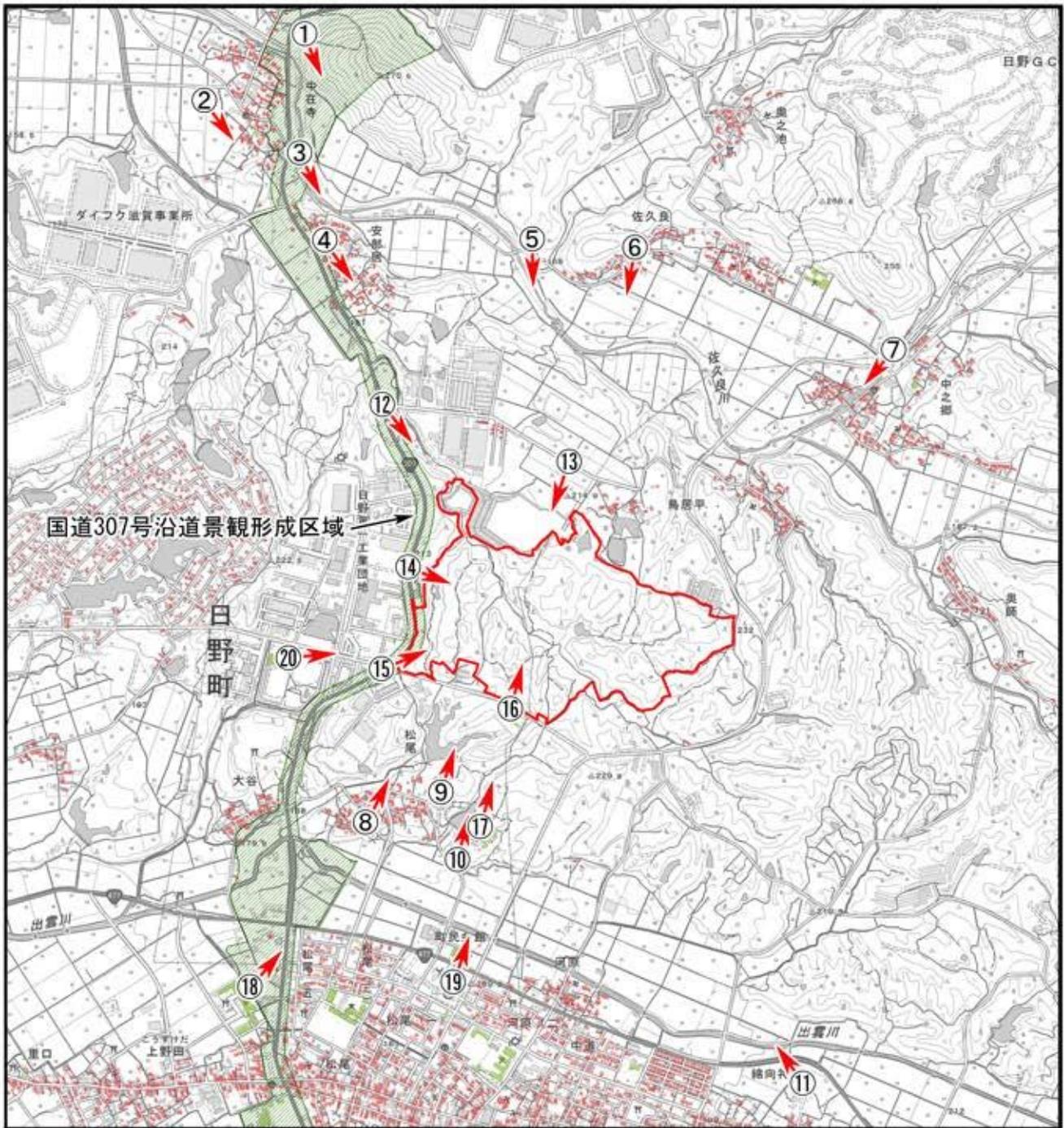
周辺地域からの対象事業実施区域眺望の状況については、対象事業実施区域の周囲おおむね3kmの範囲について現地踏査を行い、調査地点からの目視および写真撮影により調査した。なお、調査地点は、公共性をベースとして、レクリエーション施設、観光地、生活する上で人の利用の多い場所の3分野に分け、観光資料や地形図等を参考に設定した。

主要眺望地点については、撮影した景観写真の検討および視野に占める対象事業実施区域の重要性、利用頻度、公共性を勘案して、現地踏査で可視が確認された調査地点の中から抽出した。

調査範囲および調査地点を図7-14-1に、調査期日を表7-14-1に示す。

表7-14-1 調査期日

	調 査 日			
	秋季	冬季	春季	夏季
現地踏査	2019年10月28日			
写真撮影	2019年10月28日	2020年2月8日	2020年4月28日	2020年7月31日



凡 例	
観光・生活	生活
1 諸木神社	12 国道307号 三叉路
2 落神神社	13 町道鳥居平・安部居線 鳥居平新田集落付近
3 金刀比羅宮	14 国道307号 対象事業実施区域直近
4 念法寺	15 国道307号 大谷交差点
5 賀川神社	16 町道石原・鳥居平線、特別養護老人ホーム白寿荘
6 佐久良城跡、八幡神社	17 救護施設ひのたに園
7 長寸神社	18 介護老人保健施設リスクあすなろ
8 勝長神社	19 日野町役場、日野町立中央公民館、等
9 正明寺	20 レクリエーション
10 井林神社	20 大谷公園
11 馬見岡綿向神社	

住居等  
 環境保全配慮施設  
 対象事業実施区域

### ③ 調査結果

#### A. 対象事業実施区域周辺の景観の概要

対象事業実施区域および周辺の地形は、平坦な部分とやや起伏のある山地に分けられ、対象事業実施区域内は谷が切れ込んでやや起伏量が多いものの、山頂付近はややなだらかで地形分類では丘陵地に該当する。対象事業実施区域の北側は佐久良川により形成された段丘地形で平坦な部分には水田が広がっている。西側には既存工業団地や住宅団地など改変により形成された平地が広がっている。南側には丘陵地を挟んで沖積平野が広がっており、日野町の市街地となっている。

この地域の植生は、対象事業実施区域を含む山林についてはコナラ群落などの二次林やスギ・ヒノキ植林、ネザサーススキ群落などの高茎草本によって構成されており、北側と南側の平地部については耕作水田雑草群落が広がるなど、植生的には自然度はあまり高いとはいえないものの、一部でハンノキ群落やツルヨシ群落といった自然度の高い植生もみられる。

対象事業実施区域の北側には鳥居平新田集落が隣接しており、北西には安部居、南西には松尾1区といった集落が分布している。集落の周囲には水田が広がっており、丘陵地の二次林とともに里山的景観を呈している一方、既存工業団地や住宅団地、市街地などの都市的景観も見られる。

なお、日野町の国道307号については沿道景観としての風景がすぐれていることから、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく「沿道景観形成地区」に指定されており、一定の建築や開発行為などについて届出が義務づけられている。

---

#### 沿道景観形成地区（国道307号）について

滋賀県では、昭和59年から「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」により美しい湖国のまちづくりに取り組んできたが、景観法の制定を機に、より一層の景観形成を図るため滋賀県景観計画を策定し、平成21年3月27日から施行している。

滋賀県景観計画において指定した景観計画区域は、景観行政団体である13市（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、高島市、東近江市、草津市、甲賀市、野洲市、米原市、湖南市）の区域を除く県内全域であり、景観計画区域における特に景観上重要な区域として、自然豊かな山地、広々とした田園地帯、賑やかな市街地など様々な様相を呈する道沿いの地域の中から、「沿道景観形成地区」を指定している。景観重要区域内では、大規模な建築物等だけではなく、小規模な建築物等や開発行為、土石の採取、木竹の伐採等も届出が必要となる場合があり、建築等に当たっては滋賀県景観計画ガイドラインの基準に適合させるよう指導が行われている。

## B. 眺望の状況

景観調査地点の現地踏査による可視・不可視の判別の結果、表7-14-2に示す5地点で対象事業実施区域が眺望可能であった。眺望可能な地点については写真撮影を行った。

(資料編p. 259～268参照)

表7-14-2 調査地点現地踏査結果

(1/2)

No.	眺望地点名称	距離 (km)	区分	地点の 利用区分	眺望	現 地 踏 査 結 果
1	諸木神社	1.9	中景	観光	不可	社殿の東側には丸山があり、周囲を社叢で囲われているため対象事業実施区域は見通せない。
2	落神神社	1.85	中景	観光	不可	境内からは社叢で遮られて対象事業実施区域は見通せない。境内周辺は水田地帯で見通しが良いが、対象事業実施区域方向には安部居集落や林があり対象事業実施区域は見通せない。
3	金刀比羅宮	1.45	中景	観光	不可	境内からは社叢の木立を通して段丘崖の樹林が見えるが、対象事業実施区域は見通せない。
4	念法寺	1.10	中景	観光	不可	安部居集落内にあり、まわりの住居に遮られるため対象事業実施区域は見通せない。
5	賀川神社	1.00	中景	観光	不可	境内からは社叢で遮られて対象事業実施区域は見通せない。境内入り口から南方向はやや視界が開けているが、段丘崖の樹林で対象事業実施区域は見通せない。
6	佐久良城跡、八幡神社	1.15	中景	観光	不可	城跡、神社境内からは社叢で遮られて対象事業実施区域は見通せない。境内入り口から南方向は民家と段丘崖の樹林で対象事業実施区域は見通せない。
7	長寸神社	1.25	中景	観光	不可	境内からは社叢で遮られて対象事業実施区域は見通せない。境内入り口から南西方向は視界が開けているが、段丘崖の樹林で対象事業実施区域は見通せない。
8	勝長神社	0.60	中景	観光	不可	松尾1区集落内にあり、まわりの林や民家で遮られるため対象事業実施区域は見通せない。
9	正明寺	0.45	中景	観光	不可	境内からは北側の樹林と本堂などの建物に遮られるため対象事業実施区域は見通せない。

注) 近景：対象事業実施区域から0.4km圏内 中景：0.4～2.5km 遠景：2.5km以上

(技報堂出版「新体系土木工学 土木景観計画」より)

表 7 - 1 4 - 2 調査地点現地踏査結果

(2/2)

No.	眺望地点名称	距離 (km)	区分	地点の 利用区分	眺望	現 地 踏 査 結 果
10	井林神社	0.65	中景	観光	不可	境内からは北側の樹林に遮られるため対象事業実施区域は見通せない。
11	馬見岡綿向神社	1.65	中景	観光	不可	境内からは周囲の社叢で遮られて対象事業実施区域は見通せない。
12	国道307号、町道鳥居平・安部居線 三叉路	0.40	近景	生活	可	南向き車線で視野左方向に野川兩岸の竹林と既存工場の建屋が見え、その奥に対象事業実施区域内の林地がわずかに見える。
13	町道鳥居平・安部居線 鳥居平新田集落付近	0.20	近景	生活	可	道路の南側の水田奥に対象事業実施区域内の林地の一部が見える。
14	国道307号 対象事業実施区域直近	0.08	近景	生活	可	国道の東側に既存造成地の草地が見え、その奥に対象事業実施区域内の林地の一部が見える。
15	国道307号、町道石原・鳥居平線 大谷交差点	0.07	近景	生活	可	国道の北向き車線からは視野右手前に、町道の東向き車線からは視野左手前に対象事業実施区域内の林地の一部が見える。
16	町道石原・鳥居平線、 特別養護老人ホーム白寿荘	0.01	近景	生活	可	町道を挟んで北側に対象事業実施区域内の林地の一部が見える。
17	救護施設ひのたに園	0.50	中景	生活	不可	敷地からは周囲の樹林地に遮られるため、対象事業実施区域は見通せない。
18	介護老人保健施設 リスタあすなる	1.40	中景	生活	不可	施設敷地入り口からは東～北方向に視野が開けているが、間にある樹林地で遮られるため対象事業実施区域は見通せない。
19	日野町役場、 日野町立中央公民館、等	1.10	中景	生活	不可	北側の駐車場入り口付近からは北方向に視野が開けているが、間にある樹林地で遮られるため対象事業実施区域は見通せない。
20	大谷公園	0.35	近景	レクリエーション	不可	施設内からはまわりの植栽や建物に遮られるため対象事業実施区域は見通せない。

注) 近景：対象事業実施区域から0.4km圏内 中景：0.4～2.5km 遠景：2.5km以上

(技報堂出版「新体系土木工学 土木景観計画」より)

### C. 主要眺望地点

観光の区分については、対象事業実施区域が借景などの重要な景観要素となっている地点はなかった。

レクリエーションおよび生活の区分についても対象事業実施区域が重要な景観要素となっている地点はなかったが、比較的良好に見える地点として、次の4地点を主要眺望地点として抽出した。

#### ・No. 13 町道鳥居平・安部居線 鳥居平新田集落付近

眺望地点における視界が開けており、対象事業実施区域周辺の林地で遮られる範囲は大きいものの、地点から南方向の視野に占める割合が大きいため、主要眺望地点とした。

視点は、鳥居平新田集落西側の町道鳥居平・安部居線道路端に設定した。視点からの眺望は、対象事業実施区域の北側の尾根の一部が視野の中ほど左側に見えており、その手前には水田が広がっている。ただし、水田は南へ向かって緩やかに高くなっており、尾根上となっているため中央の野川へ向かって低下している対象事業実施区域内の林地はほとんど見えていない。

#### ・No. 14 国道307号 対象事業実施区域直近

国道307号から遮るものなく対象事業実施区域が見え、視野に占める割合も大きいため、主要眺望地点とした。

視点は、国道307号大谷交差点から約450m北側の北向き車線の道路端に設定した。視点からの眺望は、視野右手に既存造成地の草地が見え、その奥に対象事業実施区域の林地が広がっている。ただし、比較的良好な丘陵地地形のため、地点から見えているのは対象事業実施区域の一部である。対象事業実施区域の林地の奥には鈴鹿山地が眺望できる。

#### ・No. 15 国道307号、町道石原・鳥居平線 大谷交差点

交通量が多く、車両からは信号で停止した際に注視できるうえ、対象事業実施区域が視野に占める割合がやや大きいため、主要眺望地点とした。

視点は、大谷交差点の南西側道路端に設定した。視点からの眺望は、交差点北東側に対象事業実施区域の林地が視野の中ほどから右にかけて見えている。ただし、地点から見えているのは対象事業実施区域の一部である。周囲には既設工業団地の植栽林や草地、工場建屋などが見えている。

#### ・No. 16 町道石原・鳥居平線、特別養護老人ホーム白寿荘

対象事業実施区域に隣接し、視野に占める割合がやや大きく、事業実施による影響が大きいと考えられるため、主要眺望地点とした。

視点は、白寿荘の敷地入り口、町道石原・鳥居平線道路端に設定した。視点からの眺望は、対象事業実施区域の南側の林地と草地が視野の中ほどから左にかけて見えており、視野の中ほどから右手には残置森林の林が広がっている。ただし、中央の野川へ向かって低下している対象事業実施区域内の林地はほとんど見えていない。視野左端には既設の工場建屋が見えている。

## (2) 予 測

### ① 予測内容

供用後における主要眺望地点からの景観の変化の程度および内容を予測した。

予測時期は工業団地の供用後、改変地に植栽した草本や木本が活着し、ある程度生育したと考えられる時点（令和20年頃）とした。

### ② 予測方法

現況調査結果から主要眺望地点として抽出した4地点について、現況写真をベースに土地利用計画および工場立地イメージ図から作成した景観予測図（フォトモンタージュ）と、現況写真を対比することによって、景観変化の程度を予測した。

### ③ 予測条件

宅地の配置および造成高さについてはp. 11、土地利用計画図を元に想定した。供用後の建築物の計画については現時点では明らかではないため、建物の配置については、p. 13、供用後の建築物のイメージ図により想定した。また建築物の高さについては、既存の工業団地等の建物を参考に15mと想定した。建物の形状については直方体と想定した。

### ④ 予測結果

4ヶ所の主要眺望地点と見通し断面の位置を図7-14-2に、各地点の景観予測図（フォトモンタージュ）を図7-14-2～図7-14-6にそれぞれ示す。

#### ・ No. 13 町道鳥居平・安部居線 鳥居平新田集落付近

視野奥の林地の一部が消滅し、工場建屋の一部が見えるようになると予測される。工場建屋が視野に占める割合は小さく、景観の変化はわずかであると考えられる。

#### ・ No. 14 国道307号 対象事業実施区域直近

視野の中程の林地の多くが消滅し、造成地と工場建屋群の一部が見えるようになると予測される。工場建屋が視野に占める割合は中程度で、奥の鈴鹿山地のスカイラインは変化しないが、一部既存の工業団地のような景観に変化すると考えられる。

#### ・ No. 15 国道307号、町道石原・鳥居平線 大谷交差点

視野の中程の林地の一部が消滅し、残置森林の間に工場建屋の一部が見えるようになると予測される。工場建屋が視野に占める割合は小さく、景観の変化はわずかであると考えられる。

#### ・ No. 16 町道石原・鳥居平線、特別養護老人ホーム白寿荘

視野の中程の林地の多くが消滅し、工場建屋が見えるようになると予測される。工場建屋が視野に占める割合は比較的大きく、既存の工業団地のような景観に変化すると考えられる。

なお、本事業においては、法面には草本による早期の緑化を行うほか、当該地域の樹林地の構成種を主体とする植栽を実施する計画である。よって上記の4地点から眺望できる改変地は、これらの植栽樹木の成長にしたがって外周の残置森林とともに徐々に周辺の里山環境の景観と調和していくものと考えられる。

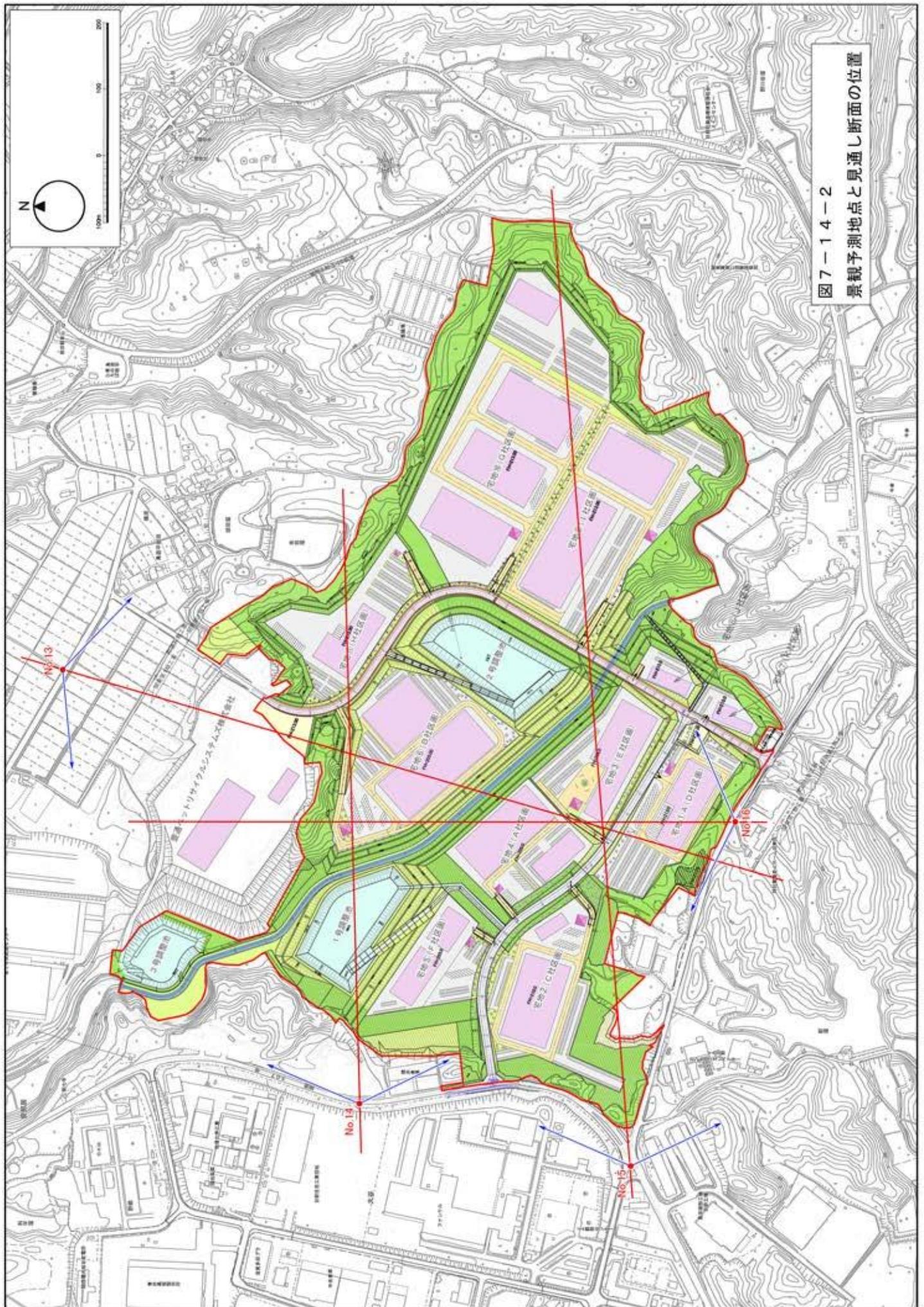


図7-14-2  
 景観予測地点と見通し断面の位置



景観の現況



図7-14-3 No.13 町道鳥居平・安部居線 鳥居平新田集落付近からの景観の変化



図7-14-4 No.14 国道307号 対象事業実施区域直近からの景観の変化



対象事業実施区域の範囲

景観の現況



対象事業実施区域の範囲

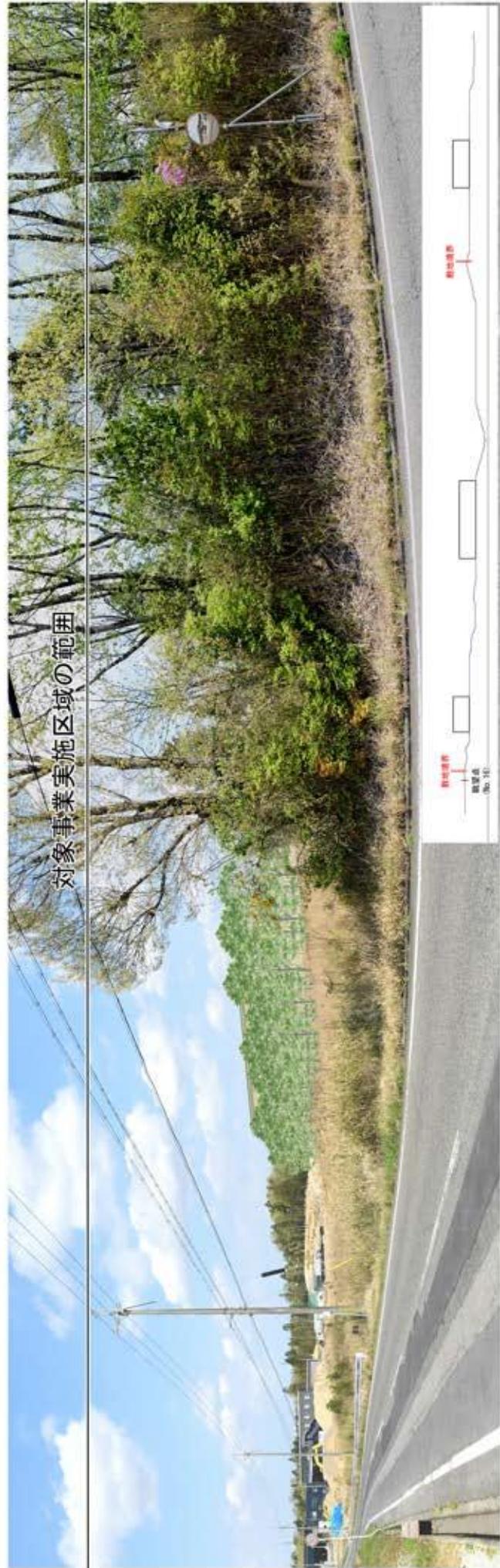
将来の景観 (フォトモンタージュ)

図 7-14-5 No. 15 国道 307 号、町道石原・鳥居平線 大谷交差点からの景観の変化



対象事業実施区域の範囲

景観の現況



対象事業実施区域の範囲

将来の景観（フォトモンタージュ）

図7-14-6 No.16 町道石原・鳥居平線、特別養護老人ホーム白寿荘からの景観の変化

### (3) 評価

#### ① 評価の方法

評価は、環境の保全上の目標と予測結果および環境保全のための措置を対比し、その整合性を検討するとともに、景観への影響が実行可能な範囲内で回避または低減されるか否かについて検討することで行った。

#### ② 環境保全のための措置

環境保全のための影響の回避・低減対策は以下のとおり計画している。

##### A. 工事中

- ・ 対象事業実施区域内には概ね30m幅の残置森林または造成森林を配置し、約13%の残置森林を確保するとともに、造成森林と合わせて約29%を森林として確保する。
- ・ 造成森林には高木性樹種の苗木H=1.0mを2,000本/haの密度で植樹する。また、植樹下部には種子吹付(三種混合：メドハギ・ヨモギ・チガヤ)により植栽を施し緑化に努める。
- ・ 裸地の法面や自然緑地の辺縁部の緑化については、法面整形が終了した箇所から逐次早期緑化に努める。
- ・ 法面勾配1:1.8以上の切盛土部については、侵食防止のため種子吹付による緑化を行うことを基本とする。法面勾配1:1.5以下の長大切土部については、比較的傾斜角が大きく地質により吹付けのみでは定着しづらい可能性があるため、育成基盤の保持、流下水による法面表層部の剥落防止を図るため、ネット張植生工による法面緑化を行う。

##### B. 工事完了時

- ・ 区画①Bを除く工場用地については、工場立地法に適合するよう概ね20ha毎に造成森林を配置し、森林の再生を行う。

#### ③ 環境の保全上の目標

景観の環境の保全上の目標は、生活環境の保全上支障を招かないことを基本として、次のように設定した。

形成される工業団地の外周に造成森林等を設けることで周囲から遮蔽し、周辺の里山環境や自然環境と調和させること。

#### ④ 環境の保全上の目標との整合性の検討

対象事業実施区域周辺地域における現地踏査の結果、観光、レクリエーションおよび生活にそれぞれ区分される地点について、対象事業実施区域が重要な景観要素となっている

地点はなかった。

主要眺望地点として選定した4地点からの供用後の景観は、現況の林地が消滅し、変わって工場の建屋が建設されることで、No. 14 国道307号 対象事業実施区域直近とNo. 16 町道石原・鳥居平線、特別養護老人ホーム白寿荘については既存の工業団地のような景観に変化すると予測された。

No. 13 町道鳥居平・安部居線 鳥居平新田集落付近とNo. 15 国道307号、町道石原・鳥居平線 大谷交差点については、工場建屋の一部が見えるようになるものの視野に占める割合は小さく、景観の変化はわずかであると予測された。

景観が変化すると予測された地点についても、法面には草本による早期の緑化を行うほか、当該地域の樹林地の構成種を主体とする植栽を実施する計画であり、植栽樹木の成長にしたがって外周の残置森林とともに徐々に周辺の里山環境の景観と調和していくものと予測された。

以上により予測を行った主要眺望地点4地点の景観への影響予測結果は環境の保全上の目標と整合性している。

ただし、本予測結果はp. 521、③ 予測条件を前提として環境の保全上の目標と整合しているものであることから、進出企業に対しては販売時に建物の高さ等を予測条件に収まるよう要請する。

予測条件とした高さ15mを超える建屋や工作物等が設置される場合は、色彩や形状等について、滋賀県景観計画ガイドラインの基準に沿って周辺景観と調和したものにするといった配慮を立地企業に対して要請する。

## ⑤ 評価

予測を行った主要眺望地点からの景観の予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価する。